

新成人から多く寄せられている「美」と「金」に関する相談

昨年 4 月から 18 歳で成年＝大人となりました。トラブル事例や対象方法を知って身を守りましょう！

（相談事例1）

脱毛エステの体験に行き、2 年間通い放題のコースを 30 万円で契約した。1 年を過ぎたころに引っ越しすることになり、中途解約を申し出たが、2 年目からは無料サービス期間のため返金できないと言われた。

（相談事例2）

交流サイト(SNS)で知り合った人から暗号資産(仮想通貨)の投資を勧められ、指示に従い国内の暗号資産交換業者の口座を作った。その業者で暗号資産に交換した後、海外の業者で別の暗号資産に交換した。儲けが出たので出金したいと言ったら、海外の業者から出金するには多額の税金が必要と言われた。



<アドバイス>

1、エステ契約の場合、中途解約できる契約の内容が決まっています！！

（契約期間が 1 カ月を超え、契約金額が 2 万円を超える契約は中途解約できますが、返金は未使用料金から違約金を差し引いた金額です）

2、2 年目から無料サービスの契約は、1 年を過ぎてから中途解約すると、返金されないことがあります！！

（1 年目の施術で料金分をすべて使用していると未使用料金がないと言われることも）

3、暗号資産交換業者が金融庁のホームページで登録されているか確認！！

（海外の事業者であっても、日本に居住している人へ暗号資産交換業を行う時は登録が必要です）

4、暗号資産の仕組みや価格変動のリスク、手数料の説明はしっかり受けましょう！！

（事業者には仕組みやリスクなどを説明する義務があります）

5、無登録業者とは絶対に取り引ないようにしましょう！！

（信用できる相手かどうかはとても重要です）

1 つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！